

自動販売機設置事業者募集要項

松山市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、一般競争入札によって設置者を決定します。参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承諾した上で参加してください。

1 目的

市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに歳入を確保する。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては松山市内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいること。

3 自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い松山市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。

①「使用料」

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定したもの。

(参考金額) 年額7,000円程度

②「売上手数料」

市有財産内において、一定期間、自動販売機を用い営業を行うための権利

を得るために、当該自販機の総売上に一定の率《落札した率》を乗じた金額を市に支払う。

- (2) 自動販売機設置料のうち、「使用料」は契約後一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。「売上手数料」は、毎月締め売上合計額に基づいた金額を翌月に納付するものとする。

4 設置者費用負担

- (1) 自動販売機設置料（使用料及び売上手数料）
(2) 電気料
(3) 付属設備その他自動販売機の設置に関する全ての費用

5 入札に付する事項

- (1) 市有財産に自動販売機を設置するための「売上手数料」
(2) 貸付場所及び設置台数

財産名称	所在地	設置箇所	台数	貸付面積
松山市北条斎場 貴船苑	松山市安岡乙 1 1 - 2	待合ロビー北側	1 台	1, 200mm×800mm= 0.96 m ² 程度

- (3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(ただし、令和13年3月31日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況等を勘案して、支障がないと市長が判断する場合は毎年度更新するものとする。その後は、更新なし。また、貸付期間の始期については、別途相談に応じる。)

- (4) 入札は、(2)の設置箇所の自動販売機の「売上手数料」について行う。「売上手数料」については、割合(%)を入札する。

6 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

- (1) 募集要項等の配布

①期間 令和8年2月20日(金)から令和8年3月9日(月)まで

②場所 松山市萱町6丁目30番地5
松山市保健所生活衛生課 斎場担当

③方法 配布場所で直接受け取る。もしくは、松山市ホームページからダウンロードすること。

ホームページ<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

※配布時間は午前9時から午後5時（土日及び祝日を除く。）

(2) 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時まで（ただし、土日及び祝日を除く。）

※郵送の場合は、令和8年3月9日（月）消印有効

(3) 提出場所

松山市萱町6丁目30番地5 松山市保健所生活衛生課
斎場担当（電話089-911-1863）

(4) 提出書類（提出部数各1部）

※②、⑤、⑥は発行後3か月以内の原本とする。

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
③	身分証明書（市町発行のもの）		○
④	確定申告書（写し）		○
⑤	松山市税の完納証明書	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	設置する自販機のカatalog	○	○
⑧	災害時における飲料水の提供に関する協定の写し	○	○

(5) 提出方法

提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に郵送又は直接持参するものとする。

（※電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。）

7 募集要項等に関する質問・回答・公表

(1) 質問受付 令和8年2月20日（金）～令和8年3月9日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭での質問は受け付けないものとする。また、質問書を電子メールで送付した後に、松山市保健所生活衛生課まで送付した旨の電話連絡を行うこと。

なお、質問は、募集要項、入札説明書、仕様書の内容並びに申請書の記入方法等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3)回答及び公表

質問者に電子メールで回答するとともに、市ホームページで公表する。

ホームページ <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

8 入札参加資格の確認等

上記6(4)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月16日(月)までに、申請者あてに結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

9 入札及び開札の日時並びに場所

入札名：自動販売機設置（松山市北条斎場貴船苑）

日時：令和8年3月23日(月) 10:00から

場所：松山市保健所 2階 会議室

10 契約

落札者決定後、令和8年3月31日(火)までに、落札した者と自動販売機設置契約書を締結する。

11 問合せ先

〒790-0813

松山市萱町6丁目30番地5 松山市保健所生活衛生課 斎場担当

電話：089-911-1863

E-mail：hceisei@city.matsuyama.ehime.jp